

八王子駅南口集いの拠点整備・運営事業 実施方針等に対する質問への追加回答(令和4年3月28日)

No.	資料コード	資料名	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答 (令和4年2月4日 公表内容)	回答(追加) (令和4年3月28日 公表内容)
93	0 0 0 0 0	実施方針 本文	22	Ⅲ	5	(4)	複数応募の 禁止	「各業務を担当する企業及び同企業と資本面もしくは人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない」となるが、コンソ組成段階で各社の参画についての情報は知り得ないことは多分にあります。また、資本関係や人事面において密接な関係のある会社であっても、参加の情報を公開することがない場合、互いに意図せず参加をしていた両社とも参加資格を失うこととなります。この場合の、貴市の方針をご教授下さい。	近日中に回答を公表します。	特定の応募者の構成員又は協力企業として各業務を担当する特定の企業と、同企業と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が、故意に他の応募者の構成員又は協力企業になることを防ぐことを目的とした内容を、参加資格要件に追記することを想定しており、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。
94	0 0 0 0 0	実施方針 本文	22	Ⅲ	5	(4)	複数応募の 禁止	参加の制限について「各業務を担当する企業及び同企業と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。」とありますが、事業者側では他グループを構成するメンバーはわかりませんので、参加資格申請時に、意図しない形で失格となってしまう可能性があります。特に事業が多岐にわたる企業や複数の子会社がある企業にとっては、親会社や子会社間で本事業の取組み状況を把握することは難しく、失格により応募者が少なくなることを避けるためにも、制限の緩和を頂けないでしょうか。	No.93の回答を参照してください。	No.93の回答を参照してください。
95	0 0 0 0 0	実施方針 本文	22	Ⅲ	5	(4)	複数応募の 禁止	「各業務を担当する企業及び同企業と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない。」とありますが、PFI事業において事業者側では他グループの構成員または協力企業を知りえず、貴市側で参加表明書・参加資格確認書類の提出時に確認して初めて判明する場合があります。その場合不可抗力においてどちらも失格となりえます。貴市の計画および施設設置目的を達成するためには、多様な主体の参画が望まれることや、応募直前での失格による事業者候補減を避ける意味でも、貴市の考えをお示しください。	No.93の回答を参照してください。	No.93の回答を参照してください。
96	0 0 0 0 0	実施方針	22	Ⅲ	5	(4)	複数応募の 禁止	各業務を担当する企業及び同企業と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできないとありますが、参加表明の時にはじめて判明することもあると思います。この場合、当該企業が属する複数のグループが失格となるのでしょうか。それともこのようなケースを防ぐために、参加を予定するコンソーシアム各構成員及び協力企業の資本面もしくは人事面において密接な関係にあるグループ会社すべての法人に本事業への参加の有無を事前に確認・調整する必要があるのでしょうか。	No.93の回答を参照してください。	No.93の回答を参照してください。
97	0 0 0 0 0	実施方針 本文 実施方針	22	Ⅲ	4	(4)	複数応募の 禁止	「各業務を担当する企業及び同企業と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成員又は協力企業になることはできない」とありますが、それぞれでグループを既に組成している場合、地元企業を含めたそれぞれのグループの構成員及び協力企業が全て失格となってしまう。子会社同士が相互に本事業の取組み状況を把握することは難しく、予見できないため、この制限につきましては緩和する方向でご検討いただけないでしょうか。	No.93の回答を参照してください。	No.93の回答を参照してください。
115	0 0 0 0 0	実施方針 本文	24	Ⅱ	6	(6)	個別の参加 資格要件	敷地面積が20,000㎡以上の新設又は改修工事とは、何の新設又は改修工事を指すのでしょうか。	都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園(街区公園を除く)における新設又は全面的な改修工事を想定していますが、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。	都市公園に特化した施設整備を目指すことから、実施方針「Ⅲ.6.(2).⑥.1」の「又は敷地面積が20,000㎡以上」を削除し、「都市計画法施行規則第7条第5項に規定される公園(街区公園を除く)における新設又は全面的な改修工事(参加資格確認基準日までに、施設の引渡しが完了している実績に限る。)を元請として施工した実績があること。」とすることを想定しており、本項目を更新したものを募集要項公表時に示します。